

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター 畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査業務規程

制定 2022年9月1日

(趣旨)

第1条 この技術基準等審査業務規程（以下「業務規程」という。）は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター（以下「センター」という。）が、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）第3条第1項の認定（以下「畜舎建築利用計画の認定」という。）に係る技術基準等審査（以下「技術基準等審査」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術基準等審査は、法、法施行規則及び農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則並びにこれらに基づく命令等（以下「法及び命令等」という。）を遵守し、畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等への適合性について、公正かつ適確に実施するものとする。

(業務を行なう時間及び休日)

第3条 技術基準等審査業務を行う時間は、休日を除き午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、窓口業務は午前9時から午後5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 8月13日から8月15日までの日。ただし、その期間に第1号に規定する休日が含まれる場合は、8月12日から8月16日までの間で、その休日を除く3日間とする
- (4) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (5) センターの設立を記念する日(7月第1水曜日)

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する場合、事前にセンターと依頼者との間において技術基準審査業務を行うための日時の調整が図られている場合及び理事長が必要と認めた場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第4条 技術基準等審査の業務区域は、静岡県の全域とする。

2 技術基準等審査業務の主たる事務所である本所の所在地は、静岡県静岡市駿河区南町14番1号とする。

(技術基準等審査業務を行なう対象)

第5条 技術基準等審査の業務を行う対象は、特例畜舎等（法第3条第2項に規定する特例畜舎等をいう。以下において同じ。）以外の畜舎等とする。

(技術基準等審査の申請)

第6条 都道府県知事に特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画の認定を申請する前に、センターに技術基準等審査を依頼しようとする者（以下、「依頼者」という。）は、畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査依頼書（（畜舎第1号様式）以下「技術基準等審査依頼書」という。）の正本1部及び副本1部に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 委任状又はその写し（代理者による依頼の場合に限る。）
- (2) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省国土交通省令第6号。以下、「施行規則」という。）第64条に定める図書
- (3) 構造計算安全証明書の写し
- (4) 畜舎建築利用計画の認定申請書（施行規則 様式第二号）
- (5) その他センターが指定する図書等

（技術基準等審査引き受け及び手数料の支払い）

第7条 センターは、技術基準等審査の依頼があったときは、次の各号について審査してこれを引き受けるものとする。

- (1) 依頼に係る畜舎等が第4条及び第5条に定める技術基準等審査の業務を行なう範囲に該当するものであること
 - (2) 技術基準等審査依頼書及びその添付図書（以下「技術基準等審査関係書類」という。）に不備がなく、かつ、記載事項に漏れがないこと
 - (3) 技術基準等審査関係書類の内容に明らかな瑕疵がないこと
- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合には、その補正を求めるものとする。
- 3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行なわない場合、センターは引き受けできない理由を明らかにすると共に、依頼者に当該技術基準等審査依頼関係図書を返却する。
- 4 センターは、第1項の技術基準等審査依頼書を引き受けする際に、別に定める手数料を収納する。
- 5 センターは、技術基準等審査依頼を引き受けしたときは、依頼者に対し畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査依頼の請書（畜舎第2号様式）を交付する。

この場合においては、依頼者等とセンターは別に定める畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

（技術基準等の審査と判定）

第8条 センターは、前条の依頼を引き受けたときは、速やかに提出された技術基準等審査依頼関係図書に基づき、審査を第11条に規定する審査員に実施させる。判定に際しては、必要に応じ、依頼者等に補正及び説明を求めることができる。

2 技術基準等の審査

- (1) 審査員は、技術基準等審査依頼関係図書の審査を行い、当該畜舎等が法第3条第3項第4号の規定する技術基準等（以下「技術基準等」という。）に適合していることを確認する。
- (2) 法適合調査に従事する職員のうち、第11条に規定する審査員以外の者は、審査員の指示に従い、審査員が行なう審査の補助的な業務を行なうことができる。
- (3) センターは審査の結果、技術基準等に適合していることを確認したときにあつては、畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等適合証（（畜舎第3号様式）以下「技術基準等適合証」と

いう。)を、技術基準等に適合しないことを確認したときにあつては、畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等に適合しない旨の通知書（(畜舎第4号様式)以下「適合しない旨の通知書」という。）を交付する。ただし、前条第4項の手数料が未納の場合には、この限りではない。

(取り下げ)

第9条 依頼者は、技術基準等適合証の交付前に技術基準等審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等依頼の取り下げ届(畜舎第5号様式)をセンターに提出する。

2 前項の場合においては、センターは、技術基準審査を中止し、当該技術基準等審査依頼関係図書を依頼者に返却する。

(認定を受けた計画の変更認定に係る技術基準等審査の申請)

第10条 都道府県知事に特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画の認定を受けた計画（センターで技術基準適合証を交付した畜舎に限る。）の変更認定を申請する前に、センターに技術基準等審査を依頼しようとする者は、畜舎建築利用計画の変更認定に係る技術基準等審査依頼書（畜舎第6号様式）の正本1部及び副本1部に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えてセンターに提出しなければならない。この場合、

- (1) 委任状又はその写し（代理者による依頼の場合に限る。）
- (2) 第6条第1項第2号及び第3号に規定する図書（変更に係る図書に限る。）
- (3) 畜舎建築利用計画の変更認定申請書（規則規則 様式第五号）
- (4) その他センターが指定する図書等

2 前項において、第7条から前条までの規定を準用し、第8条第2項第3号の規定における技術基準適合証は、畜舎建築利用計画の変更認定に係る技術基準等適合証(畜舎第7号様式)に読み替えて交付する。

(審査員)

第11条 技術基準等審査は、センターに所属する建築基準適合判定資格者が行なう。

(手数料の収納)

第12条 依頼者は、センターが別に定める畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査業務手数料規程に基づく手数料を現金で納入するものとする。ただし、センターが指定する方法により納付したことが確認できる場合においてはこの限りではない。

2 前項の納入方法が銀行振込の場合の振込手数料は、依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第13条 収納した手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により、業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(秘密保持義務)

第14条 センターの役員及び職員並びにこれらの職であった者は、業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(図書の保存)

第 15 条 技術基準等審査業務に係る記録は一定の期間保存することとする。ただし、原本以外の電子記録で容易に復元できる場合は、電子記録を 10 年間とする。

- (1) 台帳類は技術基準等適合証等の交付の日から起算して 10 年間
- (2) 技術基準等審査依頼書(正本)は技術基準等適合証等の交付の日から起算して 5 年間

附 則

(施行期日)

この規程は、2022 年 9 月 1 日から施行する。